



平成26年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社 東京エネシス
代表者名 代表取締役社長 榑崎ゆう
(コード番号 1945 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 篠原宏昭
(TEL 03-6371-1947)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、平成26年6月27日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条(取締役の責任免除)に社外取締役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を追加し、現行定款第38条(監査役の責任免除)に社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を追加するものであります。なお、第30条の規定の追加に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日(予定)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. [条文省略]</p> <p style="padding-left: 40px;">[新 設]</p> <p><u>6. 特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>7. ～9. [条文省略]</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は会社法 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役（取締役であった者を含む。）の同法 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は会社法 426 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役（監査役であった者を含む。）の同法 423 条第 1 項の責任を法令の限度において</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. [現行どおり]</p> <p><u>6. 電気供給事業</u></p> <p><u>7. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>8. ～10. [現行どおり]</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は会社法 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役（取締役であった者を含む。）の同法 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は会社法 426 条第 1 項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役（監査役であった者を含む。）の同法 423 条第 1 項の責任を法令の限度において</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>免除することができる。</p>	<p>免除することができる。 <u>当社は会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、社外監査役との間</u> <u>で、その社外監査役が職務を行う</u> <u>につき善意でかつ重大な過失が</u> <u>ない場合は、同法第423条第1項</u> <u>の責任を法令の限度において限</u> <u>定する契約を締結することがで</u> <u>きる。</u></p>